

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 7 月31日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役会長 増田 真一

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 乙黒 亮祐
同 中井 崇一郎

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6888) 4781

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド
(Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund,
a Series Trust of Nomura Portfolio Select)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
米ドル受益証券 100億米ドル（約 1 兆166億円）を上限とします。
豪ドル受益証券 100億豪ドル（約9,473億円）を上限とします。
NZドル受益証券 100億NZドル（約8,635億円）を上限とします。
好利回り通貨コース受益証券 100億米ドル（約 1 兆166億円）を上限とします。

（注）米ドル、豪ドルおよびNZドルのそれぞれの円貨換算は、2014年 5 月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（ 1 米ドル = 101.66 円、 1 豪ドル = 94.73円および 1 NZドル = 86.35円）によります。

本書において別段の記載がない限り、「米ドル」とはアメリカ合衆国の通貨をいい、「豪ドル」とはオーストラリア連邦の通貨をいい、「ニュージーランドドル」および「NZドル」とはニュージーランドの通貨をいいます。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、平成26年4月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (1) 投資状況	1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況	更新
(3) 運用実績	(2) 運用実績	追加
(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表	3 ファンドの経理状況	追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況	更新
5 その他 (4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況 (3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド (Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund, a Series Trust of Nomura Portfolio Select) (以下「ファンド」といいます。)の運用状況は以下のとおりです。

(1) 投資状況

(2014年 5 月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
国債	米国	134,814,353	34.83
	英国	31,643,170	8.18
	ハンガリー	3,730,944	0.96
	アルゼンチン	2,797,137	0.72
	小計	172,985,605	44.69
固定利付債	米国	63,015,150	16.28
	英国	57,596,440	14.88
	ロシア連邦	1,079,754	0.28
	オランダ	952,213	0.25
	小計	122,643,558	31.69
その他の債券	米国	37,371,074	9.66
	英国	37,217,179	9.62
	小計	74,588,253	19.27
変動利付債	英国	1,686,853	0.44
	米国	936,421	0.24
	小計	2,623,274	0.68
投資資産の合計		372,840,690	96.33
現金、預金およびその他の資産（負債控除後）		14,223,457	3.67
純資産総額		387,064,147 (39,348,941,184円)	100.00

(注 1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

(注 2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注 3) 米ドルの円貨換算は、2014年 5 月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝101.66円）によります。以下、米ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(2) 運用実績

純資産の推移

2013年6月1日から2014年5月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当り純資産価格の推移は次のとおりです。

米ドル受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2013年6月末日	123,131,923	12,517,591,292	9.60	976
7月末日	119,323,753	12,130,452,730	9.68	984
8月末日	115,982,236	11,790,754,112	9.37	953
9月末日	110,301,692	11,213,270,009	9.61	977
10月末日	111,173,171	11,301,864,564	9.78	994
11月末日	104,658,863	10,639,620,013	9.48	964
12月末日	104,552,844	10,628,842,121	9.52	968
2014年1月末日	99,704,436	10,135,952,964	9.38	954
2月末日	98,828,720	10,046,927,675	9.53	969
3月末日	99,829,130	10,148,629,356	9.66	982
4月末日	102,121,020	10,381,622,893	9.77	993
5月末日	106,492,788	10,826,056,828	10.07	1,024

豪ドル受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
2013年6月末日	241,231,219	22,851,833,376	9.48	898
7月末日	232,562,115	22,030,609,154	9.57	907
8月末日	219,789,137	20,820,624,948	9.24	875
9月末日	220,807,384	20,917,083,486	9.46	896
10月末日	220,863,883	20,922,435,637	9.61	910
11月末日	209,906,661	19,884,457,997	9.30	881
12月末日	206,378,780	19,550,261,829	9.34	885
2014年1月末日	203,119,884	19,241,546,611	9.20	872
2月末日	204,062,437	19,330,834,657	9.32	883
3月末日	205,740,506	19,489,798,133	9.42	892
4月末日	204,985,873	19,418,311,749	9.51	901
5月末日	213,088,896	20,185,911,118	9.79	927

（注）豪ドルの円貨換算は、2014年5月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝94.73円）によります。以下、豪ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

NZドル受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(NZドル)	(円)	(NZドル)	(円)
2013年6月末日	43,605,621	3,765,345,373	9.40	812
7月末日	42,822,800	3,697,748,780	9.49	819
8月末日	40,387,509	3,487,461,402	9.18	793
9月末日	40,661,677	3,511,135,809	9.41	813
10月末日	39,948,940	3,449,590,969	9.57	826
11月末日	37,285,651	3,219,615,964	9.27	800
12月末日	36,762,447	3,174,437,298	9.31	804
2014年1月末日	35,998,652	3,108,483,600	9.17	792
2月末日	35,658,761	3,079,134,012	9.30	803
3月末日	36,123,096	3,119,229,340	9.42	813
4月末日	36,116,493	3,118,659,171	9.53	823
5月末日	37,257,975	3,217,226,141	9.83	849

（注）ニュージーランドドル（以下「NZドル」といいます。）の円貨換算は、2014年5月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1NZドル＝86.35円）によります。以下、NZドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

好利回り通貨コース受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2013年6月末日	28,026,891	2,849,213,739	9.89	1,005

7月末日	36,959,516	3,757,304,397	9.81	997
8月末日	34,546,047	3,511,951,138	9.20	935
9月末日	37,087,877	3,770,353,576	9.74	990
10月末日	39,516,840	4,017,281,954	10.09	1,026
11月末日	36,773,568	3,738,400,923	9.45	961
12月末日	36,719,188	3,732,872,652	9.48	964
2014年1月末日	39,810,315	4,047,116,623	9.22	937
2月末日	44,888,154	4,563,329,736	9.66	982
3月末日	48,174,977	4,897,468,162	10.13	1,030
4月末日	48,690,036	4,949,829,060	10.18	1,035
5月末日	50,605,671	5,144,572,514	10.64	1,082

分配の推移

（１口当たり、課税前）

	米ドル受益証券	
	（米ドル）	（円）
2013年 6 月	0.05	5.08
7 月	0.05	5.08
8 月	0.05	5.08
9 月	0.05	5.08
10月	0.05	5.08
11月	0.05	5.08
12月	0.05	5.08
2014年 1 月	0.05	5.08
2 月	0.05	5.08
3 月	0.05	5.08
4 月	0.05	5.08
5 月	0.05	5.08
設定来累計	2.10	213.49

（１口当たり、課税前）

	豪ドル受益証券	
	（豪ドル）	（円）
2013年 6 月	0.08	7.58
7 月	0.08	7.58
8 月	0.08	7.58
9 月	0.08	7.58
10月	0.08	7.58
11月	0.08	7.58
12月	0.08	7.58
2014年 1 月	0.08	7.58
2 月	0.08	7.58
3 月	0.08	7.58
4 月	0.08	7.58
5 月	0.08	7.58
設定来累計	3.36	318.29

（１口当たり、課税前）

	NZドル受益証券	
	（NZドル）	（円）
2013年 6 月	0.07	6.04
7 月	0.07	6.04
8 月	0.07	6.04
9 月	0.07	6.04
10月	0.07	6.04
11月	0.07	6.04
12月	0.07	6.04
2014年 1 月	0.07	6.04
2 月	0.07	6.04
3 月	0.07	6.04
4 月	0.07	6.04
5 月	0.07	6.04
設定来累計	2.94	253.87

（１口当たり、課税前）

	好利回り通貨コース受益証券	
	（米ドル）	（円）
2013年 6 月	0.08	8.13
7 月	0.08	8.13
8 月	0.08	8.13
9 月	0.08	8.13
10月	0.08	8.13
11月	0.08	8.13
12月	0.08	8.13
2014年 1 月	0.08	8.13
2 月	0.08	8.13
3 月	0.08	8.13
4 月	0.08	8.13
5 月	0.08	8.13
設定来累計	2.48	252.12

収益率の推移

米ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2013年6月1日から2014年5月末日	4.10

豪ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2013年6月1日から2014年5月末日	5.29

NZドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2013年6月1日から2014年5月末日	5.75

好利回り通貨コース受益証券

期間	収益率（％）（注）
2013年6月1日から2014年5月末日	8.82

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2014年5月末日の受益証券1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝2013年5月末日の受益証券1口当り純資産価格（分配落の額）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

米ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2010年（2010年10月28日から2010年12月末日）	-3.60
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	6.26
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	19.50
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	-6.81
2014年（2014年1月1日から2014年5月末日）	8.40

豪ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2010年（2010年10月28日から2010年12月末日）	-3.00
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	10.60
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	22.42
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	-5.42
2014年（2014年1月1日から2014年5月末日）	9.10

NZドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2010年（2010年10月28日から2010年12月末日）	-3.20
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	8.64
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	20.83
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	-5.67
2014年（2014年1月1日から2014年5月末日）	9.34

好利回り通貨コース受益証券

期間	収益率（％）（注）
2011年（2011年9月28日から2011年12月末日）	4.90
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	23.72
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	-11.68
2014年（2014年1月1日から2014年5月末日）	16.46

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

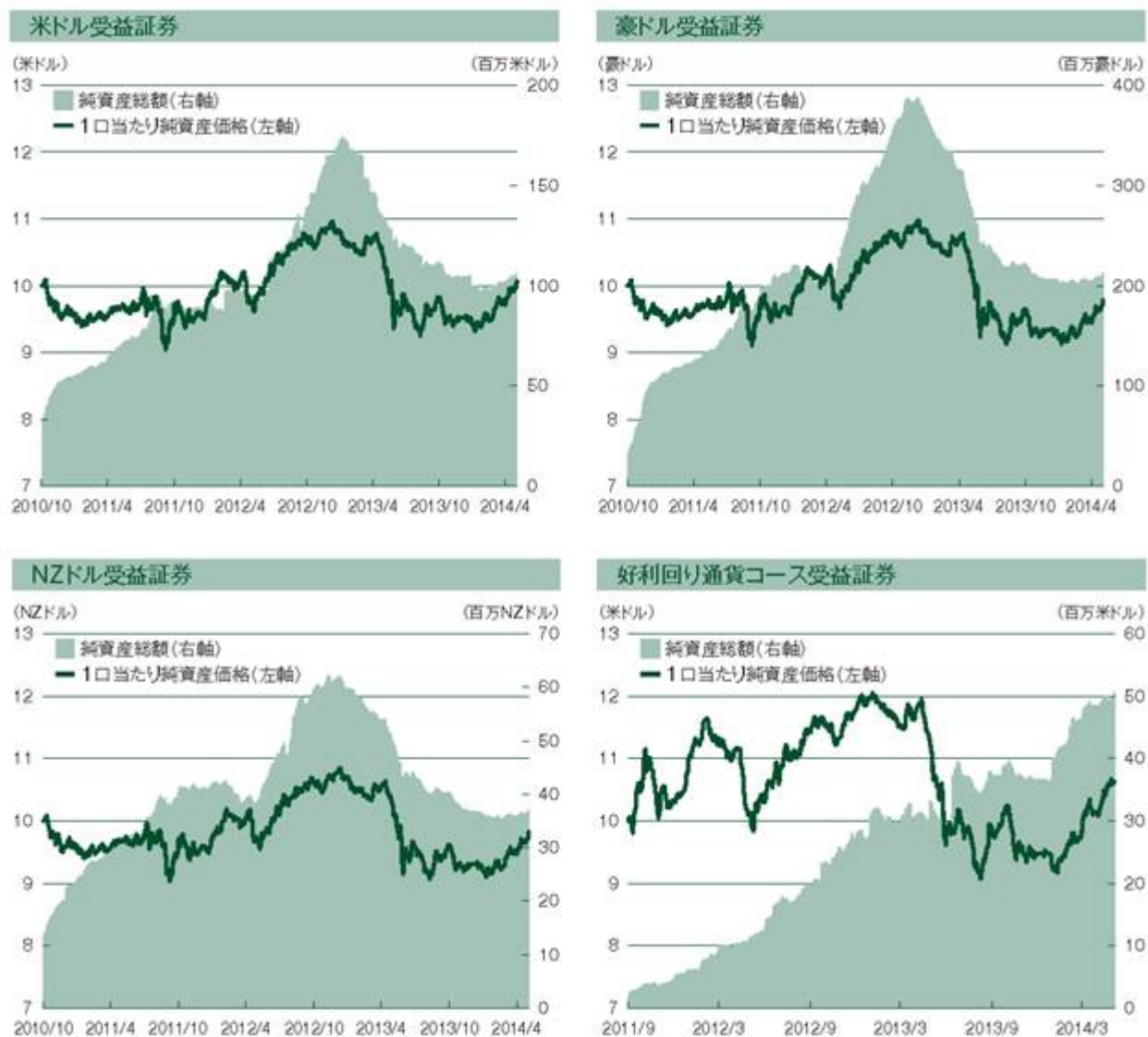
a＝暦年末（2014年については5月末日）の受益証券1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝当該暦年の直前の暦年末の受益証券1口当り純資産価格。米ドル受益証券、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の2010年は、1口当り当初発行価格。好利回り通貨コース受益証券の2011年は、1口当り当初発行価格。

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移（2014年5月末日現在）



収益率の推移（暦年ベース）

2010年は10月28日から、2014年は5月末日まで



2010年は10月28日から、2014年は5月末日まで



2010年は10月28日から、2014年は5月末日まで



2011年は9月28日から、2014年は5月末日まで

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当りの純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格（分配落の額）

分配金に対する税金は考慮されておりません。

ファンドにはベンチマークはありません。

2 販売及び買戻しの実績

2013年6月1日から2014年5月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2014年5月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数 (口)	買戻口数 (口)	発行済口数 (口)
米ドル受益証券	2,462,838 (2,462,838)	4,764,212 (4,764,212)	10,573,019 (10,573,019)
豪ドル受益証券	3,538,880 (3,538,880)	8,876,495 (8,876,495)	21,775,189 (21,775,189)
NZドル受益証券	379,695 (379,695)	1,452,406 (1,452,406)	3,790,201 (3,790,201)
好利回り通貨コース 受益証券	2,672,420 (2,672,420)	881,940 (881,940)	4,755,635 (4,755,635)

(注)()の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

1. ファンドの日本語の中間財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定を適用して、ファンドによって作成された中間財務書類の原文を翻訳したものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本語の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2014年5月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝101.66円）によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

（１）資産及び負債の状況

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

純資産計算書

2014年4月30日現在

（米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
資産			
投資有価証券 - 時価 （取得価額：355,128,915米ドル）	2	354,289,721	36,017,093
銀行預金		15,598,350	1,585,728
先渡為替契約未実現利益	13	376,248	38,249
先物契約に係る未収証拠金		455,372	46,293
ブローカーに係る未収金		1,829,137	185,950
受益証券の発行未収金		359,107	36,507
未収収益		5,931,874	603,034
資産合計		378,839,809	38,512,855
負債			
銀行当座貸越		2,936,409	298,515
先物契約未実現損失	14	57,449	5,840
ブローカーに係る未払金		2,213,949	225,070
受益証券の買戻未払金		322,607	32,796
未払費用	9	1,541,058	156,664
未払利息		21	2
負債合計		7,071,493	718,888
純資産		371,768,316	37,793,967

以下のように受益証券によって表章される。

	1口当りの純資産価格	発行済受益証券数	純資産
米ドル受益証券（米ドル）	9.77	10,447,649	102,121,020
豪ドル受益証券（豪ドル）	9.51	21,551,459	204,985,873
NZドル受益証券（NZドル）	9.53	3,790,781	36,116,493
好利回り通貨コース受益証券（米ドル）	10.18	4,780,785	48,690,036

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

発行済受益証券数の変動表

2014年4月30日に終了した期間

米ドル受益証券	(口)
期首現在発行済受益証券数	11,362,763
発行受益証券数	1,095,610
買戻受益証券数	(2,010,724)
期末現在発行済受益証券数	10,447,649
豪ドル受益証券	(口)
期首現在発行済受益証券数	22,971,230
発行受益証券数	1,290,475
買戻受益証券数	(2,710,246)
期末現在発行済受益証券数	21,551,459
N Z ドル受益証券	(口)
期首現在発行済受益証券数	4,173,261
発行受益証券数	146,320
買戻受益証券数	(528,800)
期末現在発行済受益証券数	3,790,781
好利回り通貨コース受益証券	(口)
期首現在発行済受益証券数	3,917,195
発行受益証券数	1,038,250
買戻受益証券数	(174,660)
期末現在発行済受益証券数	4,780,785

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト・エマージング・ボンド・ファンド

財務書類に対する注記

2014年4月30日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト（「トラスト」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）の間で締結された2010年8月20日付信託証書により設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠したアンブレラトラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されており、ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）に登録されている。この登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に基づき、トラストの資産および管理に関する全面的な権限および責任を持つ。

ファンド

資産や負債が個別に帰属するポートフォリオまたはトラストのシリーズ（「シリーズ・トラスト」）が設定される場合がある。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合がある。

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト・エマージング・ボンド・ファンド（「ファンド」）は、2010年8月20日付マスター信託証書および追補証書（マスター信託証書と併せて「信託証書」）に従い設立された最初のシリーズ・トラストである。

ファンドは現在、米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券（併せて「受益証券」）の4つのクラスの受益証券の発行が可能である。

ファンドは、2015年10月30日（当該日がファンド営業日でない場合は、直前のファンド営業日）に償還する予定で設定された。受託会社および管理会社は、強制買戻日を2020年10月30日まで延長することを双方の合意により、2014年4月11日に決議した。ファンドは、信託証書に記載された状況により、早期に償還する（または償還を延期する）ことがある。

ファンドの投資目的は、主にエマージング債券で構成される投資ポートフォリオを積極的に運用し、為替取引を必要に応じて利用することにより、パフォーマンスを追求することである。

受益者には、トラストおよびファンドのいずれもルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下でない旨留意されたい。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の価格により評価される。有価証券が複数の証券取引所または市場に上場または取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の価格が使用される。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、または規制ある市場において取引が行われていない有価証券または上記(a)に基づき決定された価格が公正な市場価格を反映していない場合には、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) かかる市場価格が存在しないか、かかる市場価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- (d) 現金およびその他の流動資産は、減損が決定されない限り、額面価額により評価される。

評価が実行不可能または不適切である場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却有価証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現および未実現の損益（純額）に含まれる。

2014年4月30日現在の為替レートは以下のとおりである。

- 1米ドル=1.07927豪ドル
- 1米ドル=2.23495ブラジルレアル
- 1米ドル=0.72122ユーロ
- 1米ドル=11,561.63033インドネシアルピア
- 1米ドル=60.31533インドルピー
- 1米ドル=1.16401NZドル
- 1米ドル=35.63776ロシア・ルーブル
- 1米ドル=2.11740トルコリラ

為替取引

投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関し、管理会社を代理して、為替取引を行う。副投資顧問会社は、好利回り通貨コース受益証券に関し、投資顧問会社を代理して、為替取引を行う。為替取引には、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券のそれぞれの買付申込代金を米ドルに転換し、これらの資産を、米ドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券に帰属する資産と合わせて1つのプール（「共通ポートフォリオ」）において運用することが含まれる。この共通ポートフォリオは4つに分かれており、各クラスの受益証券の純資産の総額に基づき、米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、好利回り通貨コース受益証券にそれぞれ帰属する。豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券については、以下のように、米ドルに対し下記通貨をフォワードで購入する為替取引を行う。

- (a) 豪ドル受益証券：通常の場合において、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額（豪ドル受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (b) NZドル受益証券：通常の場合において、NZドル受益証券に帰属する純資産総額（NZドル受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しいNZドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (c) 好利回り通貨コース受益証券：原則として、先進国債券市場および新興国債券市場を代表して広く使用されている債券市場インデックス構成国（当面は、シティグループ世界国債インデックス（参考市場を含む。）およびJPモルガン・エマージング・ローカル・マーケット・インデックス・プラスに採用されている国々とする。）の通貨のうち、相対的に金利が高く、為替見通しが良好である4つの通貨が選定される。ただし、ファンダメンタルズおよび流動性を考慮して、選定される通貨が3以下または5以上となる場合がある。選定された通貨は、定期的（原則として毎月）に見直され、入れ替えられる。

副投資顧問会社は、通常、好利回り通貨コース受益証券に帰属する純資産総額（好利回り通貨コース受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい当該選定通貨を米ドル売りの先渡取引で購入する。ただし、選定通貨に米ドルが含まれる場合は、これに該当しないものとする。

1通貨当りのエクスポージャーについては、原則として、副投資顧問会社は、好利回り通貨コース受益証券に帰属する純資産総額の12.5%から37.5%を維持する方針である。

豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券のそれぞれの純資産総額と当該為替取引における米ドル売りの額は必ずしも一致しないが、投資顧問会社および副投資顧問会社は、通常、純資産総額に対する当該米ドル売りの額の比率が実際のエクスポージャーの90%以上110%以下となるよう調整を行う意向である。共通ポートフォリオの価値の変動、またはあるクラスの受益証券の買付もしくは買戻しの水準の変動により、当該為替取引の額の比率が、純資産総額の米ドルの実際のエクスポージャーの90%を下回ったり、または110%を超える場合には、投資顧問会社および副

投資顧問会社は、上記の為替取引を用いて、当該クラスの受益証券の当該米ドル売りの額の比率を、当該範囲内（上記のとおり、通常は純資産総額の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%）に戻す意向である。

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として、未実現純損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するため先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現純利益は資産として、また未実現純損失は負債として純資産計算書に計上される。契約が終結する時、ファンドは契約開始時と契約終結時の価値の差額に等しい実現損益を計上する。

注3 - 受託会社の報酬

受託会社は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注4 - 管理会社の報酬

管理会社は、管理会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注5 - 保管会社の報酬

保管会社は、保管会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.03%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。保管会社はまた、保管会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

注6 - 投資顧問会社および副投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、投資顧問会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率1.0%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社としての役務を提供するに当たって、事業年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる、当該四半期の各ファンド営業日における好利回り通貨コースに帰属する純資産総額の平均値の年率0.2%に相当する追加額を、好利回り通貨コースの資産から後払いにて受け取ることができる。しかしながら、投資顧問会社は、管理会社に対し、かかる追加額を直接副投資顧問会社に支払うことを依頼した。かかる追加額は、副投資顧問会社への各支払の前に、投資顧問会社および副投資顧問会社により確認されるものとする。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

注7 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、事務代行会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.1%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。事務代行会社はまた、事務代行会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

注8 - 代行協会員の報酬

代行協会員は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.5%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。さらに、代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会員がファンドに関して提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、要求があれば、ファンドの費用負担で支払う。代行協会員は、管理会社に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとする。

注9 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社および副投資顧問会社報酬	930,217
代行協会員報酬	453,037
事務代行会社報酬	90,619
保管会社報酬	27,222
受託会社および管理会社報酬	18,128
立替実費	9,055
専門家報酬	12,780
未払費用	1,541,058

注10 - 分配

管理会社は随時、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者が保有するクラスの受益証券の口数に応じてファンドの分配可能な投資収益およびファンドの実現売買益から分配を行うことができる。管理会社はまた、合理的な分配水準を維持するために必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益または元本から分配を行うことができる。分配金額は変動することがあり、分配が行われない場合もある。

上記を前提として、管理会社は、各月の10日（「基準日」）時点における受益者に対して毎月分配を行う予定である。ただし、基準日がファンド営業日ではない場合、分配は直前のファンド営業日時点の受益者に対して行われる。

分配は、当該基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2014年4月30日に終了した期間に、ファンドは合計16,404,244米ドルの分配を行った。

注11 - 課税

ケイマン諸島政府は、現行の法律の下では、分配または買戻代金の支払に適用ある所得税、法人税、キャピタルゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を、トラスト、ファンドまたは受益者に課さない。ケイマン諸島は、ファンドに対してなされた支払またはファンドが行った支払に適用される二重課税防止協定をいかなる国とも締結していない。現在、ケイマン諸島において為替管理は行われていない。

注12 - 募集および買戻しの条件

受益証券の発行

米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券はファンド営業日（以下に定義する。）に、当該ファンド営業日における当該クラスの受益証券1口当り純資産価格に、販売会社に支払われる当該クラスの受益証券1口当り純資産価格の3.0%（もしあれば、消費税またはその他の税を除く。）の申込手数料を加算して適格投資家に対して発行することが可能である。受益者および適格投資家の取得申込口数は、当該クラスの受益証券100口以上1口単位である。

受益証券の購入に係る申込書は、ファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）までに事務代行会社により受領されなければならない。受益証券に係る支払は、当該ファンド営業日（当日を含む。）から7ファンド営業日以内（当該7ファンド営業日目、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない日である場合、当該7ファンド営業日目の直後のファンド営業日で、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っている日）および/または受託会社が管理会社と協議の上で随時決定するその他の日までに受領されなければならない。

「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグ、アムステルダムおよびニューヨークでの銀行営業日（毎年12月24日を除く。）でかつ日本での販売会社の営業日、または受託会社が管理会社と協議の上随時決定するその他の日もしくはその他の場所における営業日をいう。

受託会社は、管理会社と協議の上、その裁量により、受益証券に係る申込みの全部または一部を拒絶することができ、上記の適切に記入された申込書および支払が適時に受領されていない注文を取り消すことができる。かかる場合には、申込時に支払われた代金またはその残額は、申込者のリスクおよび費用負担において、可及的速やかに無利息で返還される。

受託会社および／または管理会社（もしくはその代理人）は、受益証券の申込者に対し、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために必要な情報および文書を要求することができる。管理会社（またはその代理人）は、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために要求されたすべての情報および文書を受領し、かつ当該情報および文書が受託会社および／または管理会社（もしくはその代理人）の要求を満たすまで、受益証券を発行しないものとする。払込日から10ファンド営業日以内または当該ファンド営業日に、管理会社（またはその代理人）が当該情報および文書を受領しなかった場合、管理会社（またはその代理人）は、当該申込書を申込者に対して差し戻し、かつかかる申込者により支払われたすべての申込代金を、申込者のリスクおよび費用負担において、支払銀行に対して無利息で返還するものとする。

受益証券の買戻し

受益証券は、各ファンド営業日に買戻すことができる。受益証券の買戻しを要求する通知（「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を買戻すよう、事務代行会社に請求することができる。提出された買戻通知は、受託会社が管理会社と協議の上、決定しない限り、取消することができないものとする。各買戻通知は、該当するクラスの受益証券1口単位または受託会社が管理会社と協議の上その裁量により決定するその他の口数で行われる。

買戻通知は、ファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）までに、事務代行会社に提出されなくてはならない。

受益証券が買戻される価格（「受益証券1口当り買戻価格」）は、当該ファンド営業日における該当するクラスの受益証券1口当り純資産価格である。

目論見書に記載される受益証券の買戻停止期間中は、いかなる受益証券の買戻しも行われない。

受託会社は、管理会社と協議の上、買戻請求を停止、拒絶または取消ことができ、買戻代金の支払を延期することができる。

注13 - 先渡為替契約

2014年4月30日現在、注2に記載された特定の通貨に対する各クラスの純資産に追加のエクスポージャーを供給するために、およびポートフォリオの一部の調整を行うためにファンドが締結している未決済の先渡為替契約は、以下のとおりである。

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	未実現利益 / (損失) (米ドルで表示)
NZドル	33,592,914	米ドル	28,973,821	2014年5月27日	(182,516)
豪ドル	191,525,017	米ドル	179,360,305	2014年5月27日	(2,241,674)
ブラジルリアル	24,760,000	米ドル	10,025,103	2014年5月7日	1,028,182
トルコリラ	23,900,000	米ドル	10,322,600	2014年5月7日	943,514
インドルピー	665,700,000	米ドル	10,424,365	2014年5月7日	595,455
インドネシアルピア	27,350,000,000	米ドル	10,412,919	2014年5月7日	587,647
米ドル	14,372,134	インドネシアルピア	62,980,000,000	2014年5月7日	293,829
ブラジルリアル	32,850,000	米ドル	14,293,795	2014年6月6日	232,707
米ドル	11,891,401	インドルピー	715,030,000	2014年5月7日	54,985
ブラジルリアル	1,600,000	米ドル	669,148	2014年5月7日	45,119
トルコリラ	1,070,000	米ドル	468,453	2014年5月7日	35,929
ブラジルリアル	1,240,000	米ドル	522,039	2014年5月7日	31,518
インドネシアルピア	26,830,000,000	米ドル	2,296,695	2014年5月7日	20,895
トルコリラ	560,000	米ドル	247,272	2014年5月7日	16,704
インドルピー	23,900,000	米ドル	380,052	2014年5月7日	15,581
インドネシアルピア	7,200,000,000	米ドル	610,790	2014年5月7日	11,149
インドルピー	25,430,000	米ドル	413,233	2014年5月7日	7,728
インドルピー	9,420,000	米ドル	154,794	2014年6月6日	98
ロシア・ルーブル	4,750,000	米ドル	132,238	2014年6月6日	(296)
インドネシアルピア	1,600,000,000	米ドル	138,600	2014年5月7日	(391)
ブラジルリアル	480,000	米ドル	214,947	2014年6月6日	(2,688)
インドネシアルピア	1,536,000,000	米ドル	135,521	2014年6月6日	(3,554)
インドルピー	717,500,000	米ドル	11,867,350	2014年6月6日	(69,538)
ロシア・ルーブル	318,640,000	米ドル	8,946,792	2014年6月6日	(95,805)
米ドル	2,067,350	トルコリラ	4,680,000	2014年5月7日	(138,734)
米ドル	12,105,263	ブラジルリアル	27,600,000	2014年5月7日	(215,846)
米ドル	9,588,816	トルコリラ	20,850,000	2014年5月7日	(239,572)
インドネシアルピア	138,050,000,000	米ドル	12,126,669	2014年6月6日	(265,901)
ユーロ	250,000	米ドル	344,904	2014年6月4日	1,703
ユーロ	200,000	米ドル	276,820	2014年6月4日	465
米ドル	68,986	ユーロ	50,000	2014年6月4日	(335)
米ドル	7,153,771	ユーロ	5,230,000	2014年6月4日	(97,247)
米ドル	397,020	豪ドル	423,231	2014年5月27日	5,624
米ドル	267,973	豪ドル	286,880	2014年5月27日	2,672
米ドル	197,899	豪ドル	211,781	2014年5月27日	2,048
米ドル	480,511	豪ドル	518,497	2014年5月27日	1,015
米ドル	102,583	豪ドル	109,918	2014年5月27日	933
米ドル	249,143	豪ドル	268,443	2014年5月27日	893

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	未実現利益 / (損失) (米ドルで表示)
米ドル	277,499	豪ドル	299,321	2014年 5 月27日	692
米ドル	176,064	豪ドル	189,997	2014年 5 月27日	359
米ドル	30,491	N Z ドル	35,530	2014年 5 月27日	40
米ドル	40,033	N Z ドル	46,664	2014年 5 月27日	38
米ドル	656	N Z ドル	761	2014年 5 月27日	4
米ドル	417	豪ドル	446	2014年 5 月27日	4
米ドル	816	N Z ドル	949	2014年 5 月27日	3
米ドル	1,036	豪ドル	1,119	2014年 5 月27日	2
米ドル	133	豪ドル	142	2014年 5 月27日	1
米ドル	108	豪ドル	116	2014年 5 月27日	1
米ドル	292	豪ドル	315	2014年 5 月27日	1
米ドル	823	豪ドル	889	2014年 5 月27日	1
米ドル	185	豪ドル	199	2014年 5 月27日	1
米ドル	160	N Z ドル	187	2014年 5 月27日	0
米ドル	0	N Z ドル	0	2014年 5 月27日	0
米ドル	0	N Z ドル	1	2014年 5 月27日	0
米ドル	383	N Z ドル	450	2014年 5 月27日	(3)
米ドル	2,038	豪ドル	2,207	2014年 5 月27日	(3)
米ドル	9,413	N Z ドル	10,988	2014年 5 月27日	(5)
米ドル	10,593	N Z ドル	12,390	2014年 5 月27日	(25)
N Z ドル	85,778	米ドル	73,342	2014年 5 月27日	176
豪ドル	1,412	米ドル	1,304	2014年 5 月27日	2
N Z ドル	65	米ドル	55	2014年 5 月27日	0
N Z ドル	34	米ドル	29	2014年 5 月27日	0
N Z ドル	29	米ドル	24	2014年 5 月27日	0
豪ドル	50	米ドル	46	2014年 5 月27日	0
豪ドル	109	米ドル	101	2014年 5 月27日	0
N Z ドル	147	米ドル	126	2014年 5 月27日	0
豪ドル	72	米ドル	67	2014年 5 月27日	(1)
豪ドル	115	米ドル	107	2014年 5 月27日	(1)
豪ドル	1,633	米ドル	1,512	2014年 5 月27日	(1)
豪ドル	1,515	米ドル	1,403	2014年 5 月27日	(2)
豪ドル	907	米ドル	847	2014年 5 月27日	(8)
N Z ドル	27,680	米ドル	23,740	2014年 5 月27日	(16)
豪ドル	47,618	米ドル	44,126	2014年 5 月27日	(90)
豪ドル	103,574	米ドル	96,023	2014年 5 月27日	(240)
豪ドル	45,121	米ドル	42,148	2014年 5 月27日	(420)
豪ドル	282,175	米ドル	261,502	2014年 5 月27日	(553)
豪ドル	68,798	米ドル	64,538	2014年 5 月27日	(914)
豪ドル	108,877	米ドル	101,611	2014年 5 月27日	(924)
豪ドル	419,353	米ドル	389,204	2014年 5 月27日	(1,395)
豪ドル	286,639	米ドル	267,850	2014年 5 月27日	(2,772)
					376,248

注14 - 未決済先物契約

2014年4月30日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 (米ドルで表示)	未実現利益 /(損失) (米ドルで表示)
<i>ショート・ポジション</i>					
米ドル	(118)	米国債先物10年 6 %	2014年 6 月	(14,667,032)	16,593
ユーロ	(36)	ユーロBOBL先物 5 年 6 %	2014年 6 月	(6,277,915)	(21,464)
米ドル	(10)	米国ウルトラ・ボンド先物30年 6 %	2014年 6 月	(1,470,938)	(52,578)
				<u>(22,415,885)</u>	<u>(57,449)</u>
					<u><u>(57,449)</u></u>

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2014年4月30日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
アルゼンチン					
国債					
米ドル	2,885,000	REP OF ARGENTINA 7% 03/10/15	2,754,637	2,803,435	0.75
米ドル	1,992,000	REP OF ARGENTINA FRN 31/12/33	1,795,694	2,203,572	0.59
米ドル	1,783,000	REP OF ARGENTINA FRN 31/12/33	1,646,551	1,997,275	0.54
			6,196,882	7,004,282	1.88
固定利付債					
米ドル	2,525,000	PROV BUENOS AIRES 11.75% 5/10/15	2,572,727	2,452,949	0.66
			2,572,727	2,452,949	0.66
アルゼンチン合計			8,769,609	9,457,231	2.54
アルメニア					
国債					
米ドル	450,000	REP OF ARMENIA 6% 30/09/20	443,700	463,464	0.12
			443,700	463,464	0.12
アルメニア合計			443,700	463,464	0.12
オーストリア					
固定利付債					
米ドル	560,000	OAS INV GMBH 8.25% 19/10/19	555,800	571,934	0.15
米ドル	420,000	JBS INVEST 7.75% 28/10/20	440,790	447,300	0.12
			996,590	1,019,234	0.27
オーストリア合計			996,590	1,019,234	0.27
アゼルバイジャン					
固定利付債					
米ドル	2,205,000	STATE OIL CO 4.75% 13/03/23	2,206,520	2,120,229	0.57
			2,206,520	2,120,229	0.57
アゼルバイジャン合計			2,206,520	2,120,229	0.57

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2014年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ベリーズ					
その他の債券					
米ドル	124,000	REP OF BELIZE STUP 5% 20/02/38	85,870	85,775	0.02
			85,870	85,775	0.02
		ベリーズ合計	85,870	85,775	0.02
ブラジル					
国債					
米ドル	4,540,000	FED REP OF BRAZIL 8.25% 20/01/34	6,525,584	6,103,925	1.64
米ドル	3,000,000	REP OF BRAZIL 7.125% 20/01/37	4,138,713	3,662,601	0.99
米ドル	2,425,000	FED REP OF BRAZIL 5.625% 07/01/41	2,929,769	2,517,841	0.68
米ドル	800,000	FED REP OF BRAZIL 12.25% 06/03/30	1,544,000	1,391,901	0.37
			15,138,066	13,676,268	3.68
その他の債券					
米ドル	1,500,000	BRAZIL MINAS 5.333% 15/02/28	1,443,750	1,472,817	0.40
			1,443,750	1,472,817	0.40
固定利付債					
米ドル	865,000	JBS FIN II 8.25% 29/01/18	860,416	926,631	0.25
米ドル	790,000	BANCO NAC DE DES 4% 14/04/19	788,088	794,977	0.21
米ドル	575,000	BANCO NAC DE 5.75% 26/09/23	580,016	600,777	0.16
			2,228,520	2,322,385	0.62
		ブラジル合計	18,810,336	17,471,470	4.70
英国領ヴァージン諸島					
変動利付債					
米ドル	954,000	MOON WISE GL FRN 29/01/49	954,000	896,912	0.24
米ドル	440,000	SINOCHEN CORP FRN 29/12/49	440,000	437,765	0.12
			1,394,000	1,334,677	0.36

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2014年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
英国領ヴァージン諸島（続き）					
固定利付債					
米ドル	1,350,000	FRANSHION BRILLANT 5.75% 19/03/19	1,350,000	1,353,390	0.37
米ドル	800,000	POLY REAL ESTATE 5.25% 25/04/19	795,320	792,838	0.21
米ドル	765,000	TRILLION CHANCE 8.5% 10/01/19	765,000	753,716	0.20
米ドル	470,000	GTL TRADE FIN 7.25% 16/04/44	470,000	479,428	0.13
			3,380,320	3,379,372	0.91
		英国領ヴァージン諸島合計	4,774,320	4,714,049	1.27
カナダ					
固定利付債					
米ドル	570,000	PACIFIC RUBIALES 7.25% 12/12/21	614,064	624,208	0.16
米ドル	495,000	PACIFIC RUBIALES 5.375% 26/01/19	505,854	509,533	0.14
			1,119,918	1,133,741	0.30
		カナダ合計	1,119,918	1,133,741	0.30
ケイマン諸島					
その他の債券					
米ドル	1,160,000	SCHAHIN II FIN 5.875% 25/09/22	1,036,856	1,045,808	0.28
米ドル	920,000	ODBRCHT OFF 6.625% 01/10/22	919,963	967,299	0.26
			1,956,819	2,013,107	0.54
固定利付債					
米ドル	2,050,000	GOLDEN EAGLE RET 4.625% 21/5/23	1,931,900	1,804,103	0.49
米ドル	850,000	PETROBRAS INTL FIN 6.875% 20/01/40	801,655	873,686	0.24
米ドル	640,000	CHINA OVERSEAS FIN 5.375% 29/10/23	637,408	628,627	0.17
米ドル	650,000	CHINA OVERSEAS FIN 6.375% 29/10/43	646,815	607,445	0.16
米ドル	500,000	FANTASIA HLDGS 10.625% 23/01/19	500,000	461,450	0.12
米ドル	420,000	ODEBRECHT FIN 7.125% 26/06/42	409,920	426,831	0.11
米ドル	400,000	BRASKEM FINANCE 6.45% 03/02/24	412,000	414,814	0.11
			5,339,698	5,216,956	1.40
		ケイマン諸島合計	7,296,517	7,230,063	1.94

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2014年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
チリ					
固定利付債					
米ドル	270,000	TELEFONICA CHILE 3.875% 12/10/22	269,733	261,215	0.07
米ドル	250,000	CODELCO INC 4.25% 17/07/42	209,070	219,628	0.06
			478,803	480,843	0.13
		チリ合計	478,803	480,843	0.13
中国					
固定利付債					
米ドル	1,000,000	BESTGAIN REAL 2.625% 13/03/18	929,500	924,670	0.25
			929,500	924,670	0.25
		中国合計	929,500	924,670	0.25
コロンビア					
国債					
米ドル	1,860,000	REP OF COLOMBIA 6.125% 18/01/41	2,215,010	2,120,400	0.57
米ドル	836,000	REP OF COLOMBIA 7.375% 18/09/37	1,053,094	1,085,710	0.29
米ドル	690,000	REP OF COLOMBIA 5.625% 26/02/44	705,956	735,443	0.20
			3,974,060	3,941,553	1.06
		コロンビア合計	3,974,060	3,941,553	1.06
コスタリカ					
国債					
米ドル	520,000	REP OF COSTA RICA 7% 4/04/44	520,000	517,780	0.14
			520,000	517,780	0.14
固定利付債					
米ドル	2,280,000	INSTITUTO COSTA 6.375% 15/05/43	1,968,412	1,892,240	0.50
米ドル	1,415,000	BANCO NAL COSTA 6.25% 1/11/23	1,363,649	1,412,255	0.38
米ドル	870,000	BANCO COSTA RICA 5.25% 12/08/18	872,625	878,004	0.24
			4,204,686	4,182,499	1.12
		コスタリカ合計	4,724,686	4,700,279	1.26

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2014年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
クロアチア					
国債					
米ドル	1,380,000	CROATIA GVT 6% 26/01/24	1,359,134	1,442,251	0.40
米ドル	675,000	REP OF CROATIA 6.75% 05/11/19	672,713	741,420	0.20
米ドル	600,000	REP OF CROATIA 6.375% 24/03/21	594,843	644,544	0.17
米ドル	325,000	REP OF CROATIA 6.25% 27/04/17	345,638	348,479	0.09
			2,972,328	3,176,694	0.86
固定利付債					
米ドル	935,000	HRVATSKA ELEKTR 6% 09/11/17	958,375	983,476	0.26
			958,375	983,476	0.26
クロアチア合計			3,930,703	4,160,170	1.12
ドミニカ共和国					
国債					
米ドル	1,080,000	DOMINICAN REP 6.6% 28/01/24	1,080,000	1,130,404	0.30
米ドル	835,000	DOMINICAN REP 7.45% 30/04/44	840,578	854,197	0.23
			1,920,578	1,984,601	0.53
固定利付債					
米ドル	245,000	AEROPUERTOS DOM 9.25% 13/11/19	215,906	215,265	0.06
			215,906	215,265	0.06
ドミニカ共和国合計			2,136,484	2,199,866	0.59
エルサルバドル					
国債					
米ドル	300,000	REP EL SALVADOR 5.875% 30/01/25	299,952	291,980	0.08
			299,952	291,980	0.08
エルサルバドル合計			299,952	291,980	0.08
ガボン					
その他の債券					
米ドル	1,200,000	GABONESE REP 6.375% 12/12/24	1,200,000	1,281,079	0.34
			1,200,000	1,281,079	0.34
ガボン合計			1,200,000	1,281,079	0.34

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2014年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
グルジア					
国債					
米ドル	1,588,000	REP OF GEORGIA 6.875% 12/04/21	1,802,844	1,715,394	0.46
			1,802,844	1,715,394	0.46
		グルジア合計	1,802,844	1,715,394	0.46
ガーナ					
国債					
米ドル	640,000	REP GHANA 7.875% 07/08/23	634,566	592,813	0.16
米ドル	500,000	REP GHANA 8.5% 04/10/17	571,500	509,631	0.14
			1,206,066	1,102,444	0.30
		ガーナ合計	1,206,066	1,102,444	0.30
ホンジュラス					
国債					
米ドル	350,000	REP OF HONDURAS 8.75% 16/12/20	350,000	385,049	0.10
			350,000	385,049	0.10
		ホンジュラス合計	350,000	385,049	0.10
ハンガリー					
国債					
米ドル	3,900,000	REP OF HUNGARY 7.625% 29/03/41	4,361,115	4,655,528	1.24
ユーロ	2,400,000	HUNGARY GVT 6% 11/01/19	2,808,554	3,757,431	1.01
米ドル	1,666,000	HUNGARY GVT 5.375% 21/02/23	1,658,736	1,733,356	0.47
米ドル	890,000	REP OF HUNGARY 5.375% 25/03/24	878,101	919,137	0.25
ユーロ	340,000	REP OF HUNGARY 5.75% 11/06/18	457,182	521,104	0.14
米ドル	480,000	REP OF HUNGARY 5.75% 22/11/23	473,554	512,294	0.14
			10,637,242	12,098,850	3.25
固定利付債					
米ドル	200,000	HUNGARIAN DEVEL 6.25% 21/10/20	198,962	215,934	0.06
			198,962	215,934	0.06
		ハンガリー合計	10,836,204	12,314,784	3.31

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2014年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
インド					
固定利付債					
米ドル	2,250,000	PERTAMINA PT 6% 03/05/42	2,292,157	2,005,335	0.54
米ドル	1,800,000	PERTAMINA PT 5.625% 20/05/43	1,487,700	1,527,048	0.41
米ドル	370,000	STATE BANK INDIA 3.622% 17/04/19	370,000	365,305	0.10
米ドル	400,000	PERTAMINA PT 4.3% 20/05/23	400,000	363,752	0.10
			4,549,857	4,261,440	1.15
インド合計			4,549,857	4,261,440	1.15
インドネシア					
国債					
米ドル	7,000,000	REP OF INDONESIA 11.625% 4/3/19	10,594,688	9,451,008	2.54
米ドル	4,810,000	REP OF INDONESIA 6.75% 15/01/44	5,089,928	5,343,814	1.44
米ドル	1,250,000	REP OF INDONES 8.5% 12/10/35	1,747,744	1,619,621	0.44
米ドル	1,500,000	REP OF INDONES 5.25% 17/01/42	1,617,375	1,376,250	0.37
米ドル	816,000	REP OF INDONESIA 7.75% 17/1/38	1,020,970	992,103	0.27
米ドル	800,000	REP OF INDONES 3.75% 25/04/22	793,408	758,502	0.20
			20,864,113	19,541,298	5.26
固定利付債					
米ドル	1,520,000	PERTAMINA 6.5% 27/05/41	1,503,576	1,443,082	0.39
米ドル	750,000	INDOSAT PALAPA 7.375% 29/07/20	812,775	811,091	0.22
米ドル	355,000	PT ADARO INDONESIA 7.625% 22/10/19	378,963	373,203	0.10
米ドル	200,000	PERUSAHAAN LISTRIK 5.25% 24/10/42	197,028	163,475	0.04
			2,892,342	2,790,851	0.75
インドネシア合計			23,756,455	22,332,149	6.01
イラク					
その他の債券					
米ドル	7,650,000	IRAQ REPUBLIC 5.8% 15/01/28	6,742,356	6,761,315	1.82
			6,742,356	6,761,315	1.82
イラク合計			6,742,356	6,761,315	1.82

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2014年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
アイルランド					
固定利付債					
米ドル	3,600,000	VEB FINANCE 6.902% 09/07/20	4,080,351	3,533,152	0.95
米ドル	1,350,000	SIBUR SECS LTD 3.914% 31/01/18	1,321,725	1,192,321	0.32
米ドル	1,005,000	VEB FINANCE PLC 5.942% 21/11/23	1,005,000	895,214	0.24
			6,407,076	5,620,687	1.51
		アイルランド合計	6,407,076	5,620,687	1.51
マン島					
固定利付債					
米ドル	1,565,000	ANGLOGOLD HLDGS 8.5% 30/07/20	1,565,000	1,751,908	0.48
米ドル	825,000	ANGLOGOLD HLDGS 5.125% 01/08/22	820,034	798,852	0.21
			2,385,034	2,550,760	0.69
		マン島合計	2,385,034	2,550,760	0.69
コートジボワール					
その他の債券					
米ドル	6,354,000	IVORY COAST 2.5% 31/12/32	4,261,442	5,993,982	1.61
			4,261,442	5,993,982	1.61
		コートジボワール合計	4,261,442	5,993,982	1.61
ジャージー					
固定利付債					
米ドル	1,500,000	POLYUS GOLD INTL 5.625% 29/04/20	1,483,959	1,389,573	0.37
			1,483,959	1,389,573	0.37
		ジャージー合計	1,483,959	1,389,573	0.37
カザフスタン					
固定利付債					
米ドル	2,950,000	KAZMUNAYGAZ FIN 5.75% 30/04/43	2,756,455	2,675,476	0.71
米ドル	2,450,000	KAZAGRO NTL MGMT 4.625% 24/05/23	2,372,187	2,257,621	0.61
米ドル	1,421,000	KAZMUNAYGAZ FIN 4.4% 30/04/23	1,353,049	1,343,260	0.36
米ドル	950,000	KAZMUNAIGAZ FIN 9.125% 02/7/18	1,142,850	1,136,080	0.31
米ドル	1,000,000	KAZATOMPROM 6.25% 20/05/15	1,077,500	1,033,900	0.28

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2014年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
カザフスタン（続き）					
米ドル	800,000	DEVEL BK KAZA 4.125% 10/12/22	723,622	729,234	0.20
米ドル	495,000	EURASIAN DEV BK 5% 26/09/20	486,635	490,238	0.13
米ドル	360,000	KAZMUNAIGAZ FIN 7% 05/05/20	441,900	405,216	0.11
米ドル	300,000	SAMRUK-ENERGY JSC 3.75% 20/12/17	292,500	294,579	0.08
			10,646,698	10,365,604	2.79
		カザフスタン合計	10,646,698	10,365,604	2.79
リトアニア					
国債					
米ドル	995,000	REP OF LITHUANIA 6.625% 1/02/22	1,040,587	1,187,198	0.32
			1,040,587	1,187,198	0.32
		リトアニア合計	1,040,587	1,187,198	0.32
ルクセンブルグ					
固定利付債					
米ドル	2,870,000	OJSC RUSS AG BK 5.1% 25/07/18	2,902,760	2,682,416	0.72
米ドル	600,000	OJSC RUSS AGRIC BK 6% 03/06/21	634,920	561,000	0.15
米ドル	300,000	GAZ CAP SA 8.625% 28/04/34	372,750	328,544	0.09
			3,910,430	3,571,960	0.96
		ルクセンブルグ合計	3,910,430	3,571,960	0.96
マレーシア					
固定利付債					
米ドル	3,700,000	1MDB GBL INVEST 4.4% 09/03/23	3,886,850	3,504,122	0.94
米ドル	900,000	SSG RESOURCES 4.25% 04/10/22	890,964	887,367	0.24
			4,777,814	4,391,489	1.18
		マレーシア合計	4,777,814	4,391,489	1.18

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2014年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
メキシコ					
国債					
米ドル	7,750,000	UTD MEXICAN STATES 6.75% 27/09/34	9,729,352	9,644,650	2.60
米ドル	2,700,000	UTD MEXICAN STATE 4.75% 8/3/44	2,996,605	2,610,706	0.71
米ドル	1,900,000	UTD MEXICAN STATE 6.05% 11/01/40	2,389,604	2,193,905	0.59
米ドル	1,000,000	UTD MEXICAN STATES 8.3% 15/08/31	1,374,976	1,423,349	0.38
			16,490,537	15,872,610	4.28
固定利付債					
米ドル	2,440,000	PEMEX 6.375% 23/01/45	2,498,303	2,674,728	0.73
米ドル	2,200,000	PETROLEOS MEX 4.875% 24/01/22	2,294,428	2,316,505	0.62
米ドル	1,892,000	PETROLEOS MEX 3.5% 30/01/23	1,886,778	1,791,730	0.48
米ドル	1,209,000	MEXICHEM SAB DE 6.75% 19/09/42	1,237,285	1,226,434	0.33
米ドル	1,000,000	PETROLEOS MEX 6.5% 02/06/41	1,207,500	1,107,071	0.30
米ドル	970,000	COM FED DE ELEC 4.875% 26/5/21	962,356	1,020,294	0.27
米ドル	1,000,000	PETROLEOS MEX 5.5% 27/06/44	1,098,750	979,252	0.26
米ドル	930,000	BBVA BANCOMER SA 4.375% 10/04/24	920,644	926,633	0.25
米ドル	600,000	CEMEX SAB DE CV 7.25% 15/01/21	658,500	646,731	0.17
米ドル	495,000	COM FED DE ELEC 4.875% 15/1/24	497,086	510,434	0.14
米ドル	108,000	CEMEX SAB DE CV 9% 11/01/18	117,936	116,914	0.03
			13,379,566	13,316,726	3.58
		メキシコ合計	29,870,103	29,189,336	7.86
モンゴル					
国債					
米ドル	1,440,000	MONGOLIA GVT 5.125% 05/12/22	1,226,375	1,217,336	0.32
			1,226,375	1,217,336	0.32
固定利付債					
米ドル	550,000	MONGOLIA INTL BD 4.125% 5/01/18	510,125	506,445	0.14
米ドル	200,000	DEVT BK MONGOLIA 5.75% 21/3/17	188,750	188,607	0.05
			698,875	695,052	0.19
		モンゴル合計	1,925,250	1,912,388	0.51

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2014年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
モロッコ					
国債					
米ドル	775,000	KINGDOM OF MOROCCO 5.5% 11/12/42	755,346	726,249	0.20
			755,346	726,249	0.20
		モロッコ合計	755,346	726,249	0.20
モザンビーク					
その他の債券					
米ドル	1,450,000	MOZAMBIQUE EMATUM 6.305% 11/09/20	1,361,081	1,399,929	0.38
			1,361,081	1,399,929	0.38
		モザンビーク合計	1,361,081	1,399,929	0.38
オランダ					
その他の債券					
米ドル	3,943,000	NORTH LIGHT/ANGOLA 7% 16/8/19	4,274,746	4,280,501	1.15
			4,274,746	4,280,501	1.15
固定利付債					
米ドル	1,909,000	INTERGAS FIN 6.375% 14/05/17	2,059,788	2,021,909	0.53
米ドル	1,800,000	MARFRIG HLDG EUR 11.25% 20/9/21	1,817,580	1,952,676	0.53
米ドル	1,300,000	MAJAPAHIT HLDG 7.875% 29/06/37	1,482,250	1,448,316	0.39
米ドル	848,000	KAZMUNAIGAZ FIN 6.375% 09/4/21	884,726	922,302	0.25
米ドル	855,000	ZHAIKMUNAI INT 7.125% 13/11/19	874,031	874,228	0.24
米ドル	760,000	PETROBRAS GBL FIN 6.25% 17/03/24	758,267	797,574	0.21
米ドル	670,000	PETROBRAS GL FIN 4.375% 20/05/23	599,235	625,911	0.17
米ドル	550,000	PETROBRAS GBL FIN 7.25% 17/03/44	545,413	590,441	0.16
米ドル	455,000	MARFRIG HLDG EUR 9.875% 24/07/17	455,000	477,448	0.13
米ドル	415,000	KAZAKHSTAN TEMIR 6.375% 6/10/20	449,756	450,342	0.12
米ドル	250,000	KAZAKHSTAN TEMIR 6.95% 10/7/42	260,000	255,819	0.07
			10,186,046	10,416,966	2.80
		オランダ合計	14,460,792	14,697,467	3.95

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2014年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ナイジェリア					
国債					
米ドル	800,000	REP OF NIGERIA 6.375% 12/07/23	785,544	840,000	0.23
			785,544	840,000	0.23
		ナイジェリア合計	785,544	840,000	0.23
パキスタン					
国債					
米ドル	3,572,000	ISLAMIC REP PAKIST 8.25% 15/4/24	3,556,059	3,545,209	0.96
米ドル	1,150,000	ISLAMIC REP PAKIST 7.25% 15/4/19	1,150,000	1,152,300	0.31
米ドル	950,000	REP ISLAMIC PAK 6.875% 01/6/17	958,938	952,375	0.26
米ドル	915,000	ISLAM REP PAKISTAN 7.125% 31/03/16	936,288	934,648	0.25
米ドル	1,005,000	ISLAM REP PAKISTAN 7.875% 31/3/36	862,825	872,469	0.23
			7,464,110	7,457,001	2.01
		パキスタン合計	7,464,110	7,457,001	2.01
パナマ					
その他の債券					
米ドル	600,000	REP OF PANAMA 6.7% 26/01/36	802,110	723,468	0.19
米ドル	530,000	REP OF PANAMA 4.3% 29/04/53	530,000	446,865	0.12
			1,332,110	1,170,333	0.31
		パナマ合計	1,332,110	1,170,333	0.31
ペルー					
変動利付債					
米ドル	460,000	BANCO DE CRED FRN 24/04/27	459,209	482,605	0.13
			459,209	482,605	0.13
国債					
米ドル	1,300,000	REP OF PERU 8.75% 21/11/33	1,927,640	1,956,378	0.52
米ドル	800,000	REP OF PERU 5.625% 18/11/50	982,000	875,068	0.24
			2,909,640	2,831,446	0.76
		ペルー合計	3,368,849	3,314,051	0.89

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2014年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
フィリピン					
国債					
米ドル	5,500,000	REP OF PHILIPPINES 9.5% 02/02/30	8,494,640	8,626,728	2.32
米ドル	2,100,000	REP OF PHILIPPINES 7.75% 14/01/31	2,798,286	2,896,979	0.78
米ドル	1,000,000	REP OF PHILIPPINES 9.875% 15/01/19	1,459,900	1,326,365	0.36
			12,752,826	12,850,072	3.46
フィリピン合計			12,752,826	12,850,072	3.46
ポーランド					
国債					
米ドル	1,315,000	REP OF POLAND 5% 23/03/22	1,349,412	1,434,136	0.39
米ドル	500,000	REP OF POLAND 5.125% 21/04/21	551,250	555,331	0.15
			1,900,662	1,989,467	0.54
ポーランド合計			1,900,662	1,989,467	0.54
ルーマニア					
国債					
ユーロ	1,333,000	ROMANIA 4.625% 18/09/20	1,811,178	2,027,885	0.55
米ドル	1,410,000	ROMANIA GVT 6.125% 22/01/44	1,384,747	1,561,237	0.42
			3,195,925	3,589,122	0.97
ルーマニア合計			3,195,925	3,589,122	0.97
ロシア連邦					
国債					
米ドル	3,200,000	RUSSIAN FED 5.875% 16/09/43	3,142,842	2,994,624	0.81
			3,142,842	2,994,624	0.81
その他の債券					
米ドル	22,324,389	RUSSIAN FED FRN 31/03/30	18,386,012	17,067,463	4.58
			18,386,012	17,067,463	4.58
固定利付債					
米ドル	2,000,000	RZD CAPITAL PLC 5.739% 03/04/17	2,212,500	2,057,360	0.55
米ドル	980,000	GAZPROM OAO 7.288% 16/08/37	1,018,906	960,400	0.26
米ドル	995,000	OJSC RUSS AG BK 5.298% 27/12/17	1,044,750	953,837	0.26

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2014年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ロシア連邦（続き）					
米ドル	940,000	GAZPROM OAO 6% 27/11/23	928,349	849,525	0.23
			5,204,505	4,821,122	1.30
		ロシア連邦合計	26,733,359	24,883,209	6.69
ルワンダ共和国					
国債					
米ドル	1,450,000	REP OF RWANDA 6.625% 02/05/23	1,423,466	1,452,171	0.39
			1,423,466	1,452,171	0.39
		ルワンダ共和国合計	1,423,466	1,452,171	0.39
セネガル					
国債					
米ドル	490,000	REP OF SENEGAL 8.75% 13/05/21	489,965	554,526	0.15
			489,965	554,526	0.15
		セネガル合計	489,965	554,526	0.15
セルビア					
国債					
米ドル	1,070,000	REP OF SERBIA 5.875% 03/12/18	1,058,626	1,121,487	0.31
米ドル	660,000	REP OF SERBIA 5.25% 21/11/17	654,291	683,100	0.18
			1,712,917	1,804,587	0.49
		セルビア合計	1,712,917	1,804,587	0.49
南アフリカ					
固定利付債					
米ドル	1,981,000	ESKOM HLDG 5.75% 26/01/21	1,993,184	2,035,495	0.55
米ドル	625,000	ESKOM HLDG 6.75% 06/08/23	619,419	670,225	0.18
米ドル	610,000	TRANSNET SOC LTD 4% 26/07/22	603,016	566,759	0.15
			3,215,619	3,272,479	0.88
		南アフリカ合計	3,215,619	3,272,479	0.88

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2014年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
スリランカ					
国債					
米ドル	2,625,000	REP OF SRI LANKA 6% 14/01/19	2,665,950	2,741,471	0.74
米ドル	750,000	REP OF SRI LANKA 5.125% 11/4/19	750,000	754,845	0.20
米ドル	710,000	REP OF SRI LANKA 5.875% 25/7/22	667,638	710,421	0.19
			4,083,588	4,206,737	1.13
固定利付債					
米ドル	1,676,000	N TL SAVING BANK 8.875% 18/9/18	1,702,820	1,867,366	0.50
			1,702,820	1,867,366	0.50
スリランカ合計			5,786,408	6,074,103	1.63
トリニダード・トバゴ					
国債					
米ドル	250,000	REP TRINID&TOBAGO 4.375% 16/1/24	250,000	266,577	0.07
			250,000	266,577	0.07
トリニダード・トバゴ合計			250,000	266,577	0.07
トルコ					
国債					
米ドル	3,450,000	REP OF TURKEY 11.875% 15/01/30	6,100,639	5,722,360	1.55
米ドル	3,600,000	REP OF TURKEY 7.5% 14/07/17	4,363,949	4,087,530	1.10
米ドル	1,750,000	REP OF TURKEY 8% 14/02/34	2,405,772	2,223,296	0.60
米ドル	2,000,000	REP OF TURKEY 7% 26/09/16	2,333,100	2,208,268	0.59
米ドル	1,800,000	REP OF TURKEY 6.875% 17/03/36	2,257,803	2,057,814	0.55
米ドル	1,800,000	REP OF TURKEY 6.75% 30/05/40	1,962,112	2,013,613	0.54
米ドル	1,000,000	REP OF TURKEY 7.25% 05/03/38	1,415,819	1,184,891	0.32
米ドル	800,000	REP OF TURKEY 7.375% 05/02/25	962,630	946,106	0.25
米ドル	750,000	REP OF TURKEY 5.75% 22/03/24	744,383	802,520	0.22
米ドル	595,000	REP OF TURKEY 6.625% 17/02/45	589,205	657,423	0.18
米ドル	500,000	REP OF TURKEY 6.75% 03/04/18	572,500	560,884	0.15
米ドル	500,000	REP OF TURKEY 6% 14/01/41	553,224	514,399	0.14
米ドル	200,000	REP OF TURKEY 7% 11/03/19	226,975	227,640	0.06
			24,488,111	23,206,744	6.25

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2014年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
トルコ（続き）					
固定利付債					
米ドル	1,737,000	EXPORT CRED TURK 5.875% 24/04/19	1,786,124	1,826,164	0.49
米ドル	960,000	FINANSBANK AS 6.25% 30/04/19	954,931	968,083	0.26
米ドル	725,000	TURKIYE VAKIFLAR 5% 31/10/18	719,563	728,183	0.20
			3,460,618	3,522,430	0.95
		トルコ合計	27,948,729	26,729,174	7.20
ウクライナ					
国債					
米ドル	2,735,000	UKRAINE GVT 7.8% 28/11/22	2,361,175	2,348,616	0.63
米ドル	1,330,000	UKRAINE GVT 9.25% 24/07/17	1,210,435	1,210,910	0.33
			3,571,610	3,559,526	0.96
固定利付債					
米ドル	2,120,000	FINANCING INFRA 9% 07/12/17	1,904,107	1,787,289	0.47
米ドル	1,000,000	BIZ FINANCE 8.375% 27/04/15	1,029,757	820,460	0.22
米ドル	1,085,000	UKRAINE RAIL 9.5% 21/05/18	1,085,000	810,267	0.22
米ドル	225,000	STATE EXPORT-IMPORT 8.75% 22/1/18	205,313	171,128	0.05
			4,224,177	3,589,144	0.96
		ウクライナ合計	7,795,787	7,148,670	1.92
英国					
固定利付債					
米ドル	945,000	FRESNILLO PLC 5.5% 13/11/23	942,143	970,969	0.26
米ドル	330,000	FERREXPO FIN PLC 7.875% 7/4/16	314,160	297,070	0.08
			1,256,303	1,268,039	0.34
		英国合計	1,256,303	1,268,039	0.34
米国					
その他の債券					
米ドル	2,645,000	BRAZIL LOAN TR 5.477% 24/07/23	2,703,225	2,717,738	0.73
			2,703,225	2,717,738	0.73

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2014年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
米国（続き）					
固定利付債					
米ドル	5,100,000	PEMEX MASTER 6.625% 15/06/35	5,646,130	5,707,695	1.53
米ドル	770,000	CEMEX FINANCE 9.375% 12/10/22	888,888	890,379	0.24
米ドル	210,000	EASTERN CREATION 3.625% 20/3/19	209,240	211,193	0.06
			6,744,258	6,809,267	1.83
		米国合計	9,447,483	9,527,005	2.56
ウルグアイ					
その他の債券					
米ドル	445,000	REP OF URUGUAY 8% 18/11/22	552,913	567,828	0.15
米ドル	321,392	REP OF URUGUAY 4.5% 14/08/24	320,855	331,761	0.09
			873,768	899,589	0.24
		ウルグアイ合計	873,768	899,589	0.24
ベネズエラ					
国債					
米ドル	6,380,000	REP OF VENEZUELA 7.75% 13/10/19	4,709,894	5,238,586	1.41
米ドル	3,055,000	REP OF VENEZUELA 11.75% 21/10/26	2,629,548	2,845,613	0.77
米ドル	2,600,000	REP OF VENEZUELA 8.5% 08/10/14	2,601,608	2,587,221	0.70
米ドル	1,980,000	REP OF VENEZUELA 9% 07/05/23	1,402,650	1,631,174	0.44
米ドル	1,500,000	REP OF VENEZUELA 9.375% 13/01/34	1,040,250	1,207,773	0.32
			12,383,950	13,510,367	3.64
その他の債券					
米ドル	17,896,000	PETROLEOS VENEZ 8.5% 02/11/17	14,990,210	16,145,360	4.35
米ドル	10,560,000	PETROLEOS VENEZU 6% 15/11/26	6,188,049	6,401,039	1.72
米ドル	2,660,000	REP OF VENEZUELA 11.95% 5/8/31	2,187,227	2,484,499	0.67
			23,365,486	25,030,898	6.74
固定利付債					
米ドル	3,020,000	PETROLEOS VENEZUELA 5.25% 12/04/17	2,453,271	2,435,829	0.65
米ドル	1,800,000	PETROLEOS DE VEN 4.9% 28/10/14	1,674,386	1,745,865	0.47
米ドル	730,000	CORP ANDINA FOMENTO 4.375% 15/06/22	724,343	771,131	0.21
			4,852,000	4,952,825	1.33
		ベネズエラ合計	40,601,436	43,494,090	11.71

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2014年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ザンビア					
国債					
米ドル	2,070,000	REP OF ZAMBIA 8.5% 14/04/24	2,086,687	2,160,563	0.58
			2,086,687	2,160,563	0.58
		ザンビア合計	2,086,687	2,160,563	0.58
			355,128,915	354,289,721	95.30
		投資有価証券合計	(36,102,405,499円)	(36,017,093,037円)	

（１）額面価額は、有価証券の取引通貨にて表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）の払込済資本金は375,000ユーロ（約5,187万円）で、2014年５月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、１株25,000ユーロ（約346万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2014年５月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝138.33円）によります。

（２）事業の内容及び営業の状況

i）管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年７月12日付ルクセンブルグ法（以下「2013年法」といいます。）の第１条第46項に規定されるオルタナティブ投資ファンド運用会社です。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 2013年法の第５条第２項および別表Ⅰに基づき、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年６月８日付欧州議会および理事会通達2011／61／EU（以下「AIFMD」といいます。）に規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）の資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと
- (b) ルクセンブルグで設立され、AIFMDに規定されるAIFとしての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関して、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（その後の改正を含みます。）（以下「2010年法」といいます。）の第125(2)条に基づく管理会社の業務を行うこと

管理会社は、（１）顧客毎の一任運用、（２）投資顧問業務、（３）投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または（４）2013年法第５条第４項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、2014年５月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しており、管理投資信託財産額は約2.1兆円で

（2014年５月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	4,720,540,496.72米ドル
		1	332,182,466.90ユーロ
		2	2,877,146,193.65豪ドル
		1	135,348,524.34カナダドル
		1	686,120,611.86ニュージーランドドル
		1	78,206,987.18英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	17	1,765,582,469.73米ドル
		7	69,825,375.92ユーロ
		3	23,500,211.87英ポンド
		5	358,713,936.71ニュージーランドドル
		13	587,854,723,345円
		4	50,559,948.44カナダドル

		7	900,799,595.57豪ドル
ケイマン諸島	その他のファンド	29	46,293,602,020円
		7	888,638,024.17豪ドル
		20	1,312,446,938.16米ドル
		1	20,143,797.18ユーロ
		3	265,866,627.46ニュージーランドドル
		1	351,274,111.77南アフリカ・ランド

）管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ノムラ・ポートフォリオ・セレクト（以下「トラスト」といいます。）の管理会社として従事します。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、ファンドの勘定での受益証券の独占発行権を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（もしあれば）、受益証券1口当り純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（受託会社の関連会社を含みます。）に対して委託する権限を有します。管理会社は、受任者または再受任者の行為を監督する義務を負いますが、管理会社自らの実際の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、事務代行会社、投資顧問会社ならびに販売会社および代行協会員に委託されています。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務、義務または負債にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対してのみ返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の現実の詐欺または故意の不履行による作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による通知により、辞任することがあります。かかる辞任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったときで、かつ当該通知の受領日または管理会社の清算開始日から30日以内に管理会社および受託会社のいずれもが受託会社が適当と認める後任の管理会社を選定することができない場合、受託会社は、後任の管理会社を任命するため、受益者の会議を招集します。当該会議にて後任の管理会社を任命できなかった場合、受託会社はすべてのシリーズ・トラストを終了することができます。受益者はいつでも、受益者の決議により、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することができます。

管理会社は辞任または解任後も、ファンドの管理者として行為した期間中については、当該管理会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還請求権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたすべての補償、権限、特権およびファンドに対する償還請求権の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

（３）その他

本書提出前６ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

信託証書の当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会の規制下にありますが、ファンドはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの受益証券の募集販売は、2010年法第100条により禁じられています。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2014年5月30日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝138.33円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2014年6月4日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Buiding A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2014 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the "réviseur d'entreprises agréé"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, 4 June, 2014

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

ルクセンブルグ

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2013年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2013年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーnst・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2013年6月3日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33 rue de Gasperich-Buiding A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2013 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the "réviseur d'entreprises agréé"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2013, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 3, 2013

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

(1) 資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2014年 3 月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2014年 3 月31日		2013年 3 月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
固定資産					
金融固定資産					
- 固定資産として保有される有価証券	3	—	—	710,111	98,230
流動資産					
債権					
- 1 年以内期限到来売上債権		432,756	59,863	364,956	50,484
銀行預金、郵便振替預金、小切手および手元現金	12	7,788,467	1,077,379	5,609,156	775,915
		8,221,223	1,137,242	5,974,112	826,399
前払費用		29,489	4,079	—	—
資産合計		8,250,712	1,141,321	6,684,223	924,629
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	4	375,000	51,874	375,000	51,874
準備金					
- 法定準備金	5	37,500	5,187	37,500	5,187
- その他準備金	5	1,290,000	178,446	1,435,000	198,504
繰越利益	5	3,899,759	539,454	2,620,869	362,545
当期利益	5	1,196,177	165,467	1,133,890	156,851
		6,798,436	940,428	5,602,259	774,960
引当金					
納税引当金	6	1,222,740	169,142	1,055,121	145,955
その他引当金	11	—	—	3,047	421
		1,222,740	169,142	1,058,168	146,376
非劣後債務					
税金および社会保障債務		23,235	3,214	—	—
1 年以内期限到来その他債務	7	206,301	28,538	23,796	3,292

	<u>229,536</u>	<u>31,752</u>	<u>23,796</u>	<u>3,292</u>
負債合計	<u>8,250,712</u>	<u>1,141,321</u>	<u>6,684,223</u>	<u>924,629</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2014年3月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2014年3月31日終了年度		2013年3月31日終了年度	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
費用					
その他対外費用		242,513	33,547	333,462	46,128
人件費					
- 給与および賃金	10	757,768	104,822	—	—
- 給与および賃金にかかる 社会保障費	10	67,087	9,280	—	—
その他営業費用		10,417	1,441	—	—
利息およびその他金融費用					
- 関連事業に関する金額	8	—	—	32,322	4,471
所得税	6	167,619	23,187	160,036	22,138
当期利益		1,196,177	165,467	1,133,890	156,851
費用合計		2,441,581	337,744	1,659,710	229,588
収益					
純売上高	1	2,275,971	314,835	1,563,440	216,271
その他営業収益	3	88,860	12,292	70,821	9,797
金融固定資産からの収益	9	48,163	6,662	25,449	3,520
その他利息およびその他金融 収益					
- 関連事業から派生する金額	8、12	28,587	3,954	—	—
収益合計		2,441,581	337,744	1,659,710	229,588

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2014年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“ Société Anonyme ”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）で記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

固定資産として保有される有価証券

固定資産として保有される有価証券は、取得日における取得価額で計上される。年度末現在で固定資産として保有される有価証券は、取得価額かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

固定資産として保有される有価証券の売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

為替先渡契約

先渡契約は、将来の特定の日において特定の金融商品を買取るための契約上の取り決めである。先渡契約は、店頭市場において取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク特性を有する契約の実勢為替レートを参照することにより計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は為替先渡契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注 3 - 固定資産として保有される有価証券

固定資産として保有される有価証券の増減の概要は、以下のとおりである。

	投資信託の 受益証券への投資 (ユーロ)
取得価額	
期首現在	798,971
期中取得額	—
期中処分額	(798,971)
期末現在	—
評価調整	
期首現在累積評価調整	(88,860)
期末現在評価調整 ⁽¹⁾	88,860
期末現在累積評価調整	—
期末現在純評価額	—
期末現在市場価格	—

(1) 当該金額は、損益計算書において「その他営業収益」の項目に計上されている。

2014年3月31日に終了した事業年度中、固定資産として保有される有価証券は、投資信託の受益証券への投資により構成されていた。固定資産として保有される有価証券は、当事業年度中にすべて処分された。

注 4 - 払込済資本金

2014年3月31日および2013年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注 5 - 準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2013年 3月31日現在残高	37,500	1,435,000	2,620,869
前期の利益	—	—	1,133,890
資産税準備金の純取崩し	—	(260,000)	260,000
資産税準備金	—	115,000	(115,000)
配当金	—	—	—
2014年 3月31日現在残高	37,500	1,290,000	3,899,759

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも 5 % を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の 5 倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から 5 年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2014年 3月31日現在、配当不可能準備金は合計1,290,000ユーロであり、これは、2008年から2013年までの間に資産税積立金として計上された額の 5 倍に相当する。

2013年 5月14日に行われた年次総会により、2007年の資産税準備金の全額である260,000ユーロが取り崩され、2013年度の資産税準備金として115,000ユーロが計上された。

注 6 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注 7 - その他債務

2014年 3月31日現在、その他債務は、未払いの監査報酬および税務顧問報酬、給与に関する積立金ならびに法律顧問報酬で構成されていた。

2013年 3月31日現在、その他債務は、未払いの監査報酬および税務顧問報酬で構成されていた。

注 8 - 利息およびその他金融費用ならびにその他利息およびその他金融収益

	2014年 3月31日 終了年度 (ユーロ)	2013年 3月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益 / (損失)	25,540	(30,380)
派生商品および為替契約に係る未実現利益 / (損失) の純変動	3,047	(1,942)
	28,587	(32,322)

注9 - 金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2014年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2013年3月31日 終了年度 (ユーロ)
金融固定資産に係る実現純利益	47,902	—
受取配当金	261	25,449
	<u>48,163</u>	<u>25,449</u>

注10 - スタッフ

2014年3月31日現在、当社の従業員は6名である。

当社には、2013年3月31日に終了した年度中に従業員はいなかった。

注11 - その他引当金

2014年3月31日現在、「その他引当金」残高も未決済為替先渡契約も存在しなかった。

2013年3月31日現在、「その他引当金」は為替先渡契約に係る未実現損失であり、詳細は以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	評価額 (ユーロ)
ユーロ	460,353	米ドル	592,773	2013年6月28日	(2,670)
ユーロ	65,725	日本円	7,955,390	2013年6月28日	(377)
					<u>(3,047)</u>

注12 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2014年3月31日および2013年3月31日に終了した事業年度に利息は生じなかった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

注13 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2014年3月31日現在、約15,250百万ユーロである（2013年：17,075百万ユーロ）。

注14 - 後発事象

2014年4月23日に、当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーから無期限の保証状を受領している。当該保証状によりノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、当社がオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法の第8条第3項に規定される自己資本規制を遵守するために必要である場合に、2.5百万ユーロを限度として加算金を支払うことを保証している。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2014
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2014	March 31, 2013
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial fixed assets			
- Securities held as fixed assets	3	---	710,111
CURRENT ASSETS			
Debtors			
- Trade receivables becoming due and payable within one year		432,756	364,956
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand	12	7,788,467	5,609,156
		8,221,223	5,974,112
PREPAYMENTS		29,489	---
TOTAL ASSETS		8,250,712	6,684,223
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	4	375,000	375,000
Reserves			
- Legal reserve	5	37,500	37,500
- Other reserves	5	1,290,000	1,435,000
Profit brought forward	5	3,899,759	2,620,869
Profit for the financial year	5	1,196,177	1,133,890
		6,798,436	5,602,259
PROVISIONS			
Provision for taxation	6	1,222,740	1,055,121
Other provisions	11	---	3,047
		1,222,740	1,058,168
NON SUBORDINATED DEBTS			
Tax and social security debts		23,235	---
Other creditors becoming due and payable within one year	7	206,301	23,796
		229,536	23,796
TOTAL LIABILITIES		8,250,712	6,684,223

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2014
(expressed in Euro)

	Note(s)	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2014</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2013</i>
CHARGES			
Other external charges		242,513	333,462
Staff costs			
- Salaries and wages	10	757,768	---
- Social security on salaries and wages	10	67,087	---
Other operating charges		10,417	---
Interest and other financial charges			
- concerning affiliated undertakings	8	---	32,322
Income taxes	6	167,619	160,036
Profit for the financial year		1,196,177	1,133,890
TOTAL CHARGES		<u>2,441,581</u>	<u>1,659,710</u>
INCOME			
Net turnover	1	2,275,971	1,563,440
Other operating income	3	88,860	70,821
Income from financial fixed assets	9	48,163	25,449
Other interest and other financial income			
- derived from affiliated undertakings	8, 12	28,587	---
TOTAL INCOME		<u>2,441,581</u>	<u>1,659,710</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2014

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Bâtiment A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company has been granted with the Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on 14 February 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8011, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Securities held as fixed assets

Securities held as fixed assets are recorded at acquisition cost on trade date. At year end, securities held as fixed assets are valued individually at the lower of cost or market value.

Value adjustments are deducted directly from the related assets.

Realised profit or loss on sale of securities held as fixed assets is determined on the basis of the average cost method.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Forward foreign exchange contracts

Forward contracts are contractual agreements to buy or sell a specified financial instrument at a specific date in the future. Forwards are customized contracts transacted in the OTC market.

The fair values of currency exchange contracts are calculated by reference to current exchange rates for contracts with similar maturity and risk profiles.

The Company enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of hedging foreign currency positions of the Company. They are initiated by the Company and concluded at market rates. Gains and losses resulting from transactions which are concluded in order to hedge a balance sheet or an off-balance sheet position are recorded in the profit and loss account similarly to the gains and losses attached to the hedged transactions.

Note 3 – Securities held as fixed assets

Movements in securities held as fixed assets are summarised as follows:

*Investment in units/shares
of investment funds
EUR*

Acquisition cost	
at the beginning of the year	798,971
acquisitions during the year	---
disposals during the year	(798,971)
at the end of the year	---
Value adjustments	
cumulated value adjustments at the beginning of the year	(88,860)
Value adjustments at the end of the year ⁽¹⁾	88,860
cumulated value adjustments at the end of the year	---
Net value at the end of the year	---
Market value at the end of the year	---

⁽¹⁾ This amount is recorded in the caption “Other operating income” in the Profit and loss account.

During the year ended March 31, 2014, securities held as fixed assets consisted of investments in units/shares of investment funds. All securities held as fixed assets were fully disposed of during the year under review.

Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2014 and 2013, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 5 – Reserves and Profit brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2013	37,500	1,435,000	2,620,869
Previous year 's profit	---	---	1,133,890
Net release of net worth tax reserve	---	(260,000)	260,000
Net worth tax reserve	---	115,000	(115,000)
Dividends	---	---	---
Balance as at March 31, 2014	37,500	1,290,000	3,899,759

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with paragraph 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2014, the non-distributable reserve amounted EUR 1,290,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2008 to 2013.

As per Annual General Meeting held on May 14, 2013, the 2007 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 260,000 while a net worth tax reserve of EUR 115,000 was constituted for 2013.

Note 6 – Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 7 – Other creditors

As at March 31, 2014, other creditors consisted of audit and tax advisers fees, salary related contributions and legal advisers fees payable.

As at March 31, 2013, other creditors consisted of audit and tax advisers fees payable.

Note 8 – Interest and other financial charges and Other interest and other financial income

	<i>Year ended March 31, 2014</i>	<i>Year ended March 31, 2013</i>
Net realised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	25,540	(30,380)
Net change in unrealised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	3,047	(1,942)
	<u>28,587</u>	<u>(32,322)</u>

Note 9 – Income from financial fixed assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year ended March 31, 2014</i>	<i>Year ended March 31, 2013</i>
Net realised gain on financial fixed assets	47,902	---
Dividend received	261	25,449
	<u>48,163</u>	<u>25,449</u>

Note 10 – Staff

The Company has 6 employees as of March 31, 2014.

The Company did not have any employees during the year ended March 31, 2013.

Note 11 – Other provisions

As at March 31, 2014, there were no “Other provisions” balance nor any open forward foreign exchange contracts.

As at March 31, 2013, “Other provisions” consisted in unrealised losses on forward foreign exchange contracts, as detailed below:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Value in EUR
EUR	460,353	USD	592,773	June 28, 2013	(2,670)
EUR	65,725	JPY	7,955,390	June 28, 2013	(377)
					<u>(3,047)</u>

Note 12 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded no interest for the years ended March 31, 2014 and 2013. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

Note 13 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 15,250 million as at March 31, 2014 (2013: EUR 17,075 million).

Note 14 – Subsequent event

On 23 April 2014, the Company has received a guarantee letter from Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an unlimited duration whereas Nomura Bank (Luxembourg) S.A. guarantees to pay any additional amount, limited to EUR 2.5 million, that the Company will need to comply with the capital requirements defined as per article 8 (3) of the law of 12 July 2013 on alternative investment fund managers.

（２）損益の状況

管理会社の損益の状況については、「５ 管理会社の経理の概況 （１）資産及び負債の状況」の項目に記載した
管理会社の損益計算書をご参照下さい。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

別段の記載がない限り、訂正箇所を下線で示します。

第一部 証券情報

(3) 発行（売出）価額の総額

< 訂正前 >

米ドル受益証券 100億米ドル（約1兆194億円）を上限とします。
豪ドル受益証券 100億豪ドル（約9,140億円）を上限とします。
NZドル受益証券 100億NZドル（約8,559億円）を上限とします。
好利回り通貨コース受益証券 100億米ドル（約1兆194億円）を上限とします。

（後略）

< 訂正後 >

米ドル受益証券 100億米ドル（約1兆166億円）を上限とします。
豪ドル受益証券 100億豪ドル（約9,473億円）を上限とします。
NZドル受益証券 100億NZドル（約8,635億円）を上限とします。
好利回り通貨コース受益証券 100億米ドル（約1兆166億円）を上限とします。

（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

管理会社の概要

< 訂正前 >

() 設立準拠法

（中略）

2010年法の第16章のもと、管理会社として以下の2種類の免許を取得することができます。

- (a) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会によるEU通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に規定されるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）以外の投資ヴィークルの運用に責任を有するか、外部のオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」といいます。）を任命した上で、AIFの管理会社として行為するかまたは許容条件の範囲で1つもしくは複数のAIFの運用に責任を有する管理会社

- (b) 外部のAIFMを任命せずにAIFMDに規定されるAIFの運用に責任を有する管理会社

() 事業の目的

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法（以下「2013年法」といいます。）の第5条第2項および別表Iに基づき、AIFMDに規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと

（中略）

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、AIFMDに基づきAIFMとして認可されています。

() 資本金の額(2014年2月末日現在)

払込済資本金は、375,000ユーロ(約5,241万円)で、2014年2月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)の完全子会社であり、1株25,000ユーロ(約349万円)の記名式株式15株を発行済です。

(注)ユーロの円貨換算は、2014年2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 139.75円)によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(後略)

<訂正後>

() 設立準拠法

(中略)

2010年法の第16章のもと、管理会社として以下の2種類の免許を取得することができます。

(a) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「AIFMD」といいます。)に規定されるオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」といいます。)以外の投資ヴィークルの運用に責任を有するか、外部のオルタナティブ投資ファンド運用会社(以下「AIFM」といいます。)を任命した上で、AIFの管理会社として行為するかまたは許容条件の範囲で1つもしくは複数のAIFの運用に責任を有する管理会社

(b) 外部のAIFMを任命せずにAIFMDに規定されるAIFの運用に責任を有する管理会社

管理会社は、AIFMDに基づくAIFMとして認可されています。

() 事業の目的

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法(以下「2013年法」といいます。)の第1条第46項に規定されるAIFMです。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

(a) 2013年法の第5条第2項および別表Iに基づき、AIFMDに規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと

(中略)

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

() 資本金の額(2014年5月末日現在)

払込済資本金は、375,000ユーロ(約5,187万円)で、2014年5月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)の完全子会社であり、1株25,000ユーロ(約346万円)の記名式株式15株を発行済です。

(注)ユーロの円貨換算は、2014年5月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 138.33円)によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(後略)

2 投資方針

(3) 運用体制

<訂正前>

(中略)

アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.の概要

アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.は、INGグループの一員であるING・インベストメント・マネジメント・インターナショナル(ING IM・インターナショナル)に属するヨーロッパの運用拠点です。ING IM・インターナ

ショナルは、欧州、中東、アジアおよび米国に拠点を配し、グローバルな規模で投資ソリューションへのアクセスを可能にする体制を整えています。

ING IM・インターナショナルは、様々な資産を運用する専門チームを有するアクティブマネジャーで、機関投資家、年金基金、保険会社、販売会社、およびINGグループの他の企業に対し、様々な投資戦略やソリューションを提供しています。ING IM・インターナショナルが持つグローバル・ネットワークは、グローバル・ベースでの優れた投資スキルや商品の提供を可能にしています。

ING IM・インターナショナルは、INGグループの欧州、中東、シンガポール、日本および米国拠点（アトランタ、ニューヨーク）における資産運用事業の総称です。ING IM・インターナショナルは、欧州および日本の保険部門とともに、INGグループの銀行部門から分離独立する準備を進めています。

（中略）

リスク・マネジメント

ING IM・インターナショナルのコンプライアンス体制は、INGグループとしての経営の健全性と社会からの信頼性の確保を目的に組織されています。INGグループは、事業展開する世界の各市場において、その国の法律や規制、倫理的な基準を遵守して事業を行っています。

（中略）

上記の体制は2014年2月末日現在のものであり、随時変更となる可能性があります。

（後略）

< 訂正後 >

（中略）

アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.の概要

アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.は、ユーロネクスト・アムステルダム上場のNNグループN.V.の資産運用部門であるING・インベストメント・マネジメント・インターナショナル（ING IM・インターナショナル）のヨーロッパの運用拠点です。ING IM・インターナショナルは、欧州、中東、アジアおよび米国に拠点を配し、グローバルな規模で投資ソリューションへのアクセスを可能にする体制を整えています。

ING IM・インターナショナルは、様々な資産を運用する専門チームを有するアクティブマネジャーで、機関投資家、年金基金、保険会社、販売会社、およびNNグループN.V.の他の企業等に対し、様々な投資戦略やソリューションを提供しています。ING IM・インターナショナルが持つグローバル・ネットワークは、グローバル・ベースでの優れた投資スキルや商品の提供を可能にしています。

ING IM・インターナショナルは、NNグループN.V.の資産運用部門の総称です。NNグループN.V.は、INGグループの保険・資産運用部門で、INGグループからの分離を進めています。

（中略）

リスク・マネジメント

ING IM・インターナショナルのコンプライアンス体制は、NNグループN.V.としての経営の健全性と社会からの信頼性の確保を目的に組織されています。NNグループN.V.は、事業展開する世界の各市場において、その国の法律や規制、倫理的な基準を遵守して事業を行っています。

（中略）

上記の体制は2014年7月15日現在のものであり、随時変更となる可能性があります。

（後略）

3 投資リスク

リスク管理

<訂正前>

（中略）

上記の体制は2014年2月末日現在のものであり、随時変更されます。

（後略）

<訂正後>

（中略）

上記の体制は2014年7月15日現在のものであり、随時変更されます。

（後略）

4 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

（Ａ）日本

（中略）

上記記載は2014年4月30日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（Ｂ）ケイマン諸島

（中略）

現行法上、ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。本書の日付現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

<訂正後>

（前略）

（Ａ）日本

（中略）

上記記載は2014年7月31日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（Ｂ）ケイマン諸島

（中略）

現行法上、ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。
2014年7月31日現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

(5) 副投資顧問会社

<訂正前>

名称

アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.

(ING Asset Management B.V.)

資本金の額

2014年2月末日現在、11,375ユーロ（約159万円）

事業の内容

アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.は、INGグループの一員として、グローバルに資産運用業務を展開するING・インベストメント・マネジメント・インターナショナルに属しています。アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.は、世界の機関投資家や個人投資家向けに、株式・債券等の多岐にわたる運用商品・サービスを提供しています。アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.は、オランダ金融取引監視機関（AFM）の規制下にあります。

<訂正後>

名称

アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.

(ING Asset Management B.V.)

資本金の額

2014年7月15日現在、11,375ユーロ（約159万円）

事業の内容

アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.は、NNグループN.V.の資産運用部門であるING・インベストメント・マネジメント・インターナショナルのヨーロッパの運用拠点です。アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.は、世界の機関投資家や個人投資家向けに、株式・債券等の多岐にわたる運用商品・サービスを提供しています。アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.は、オランダ金融取引監視機関（AFM）の規制下にあります。

第3 投資信託制度の概要

<訂正前>

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

（中略）

1.3 2012年6月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は約10,871であった。

（中略）

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

（中略）

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法（2013年改正）である。
- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなけれ

ばならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法(2013年改正)により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

(中略)

- (e) ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、あるいはパートナーシップ法(2013年改正)の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければならない。

(中略)

- (ii) 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
- (iii) リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所において維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6ヶ月以内に取り消しすることができる。

(中略)

13. 解散

(中略)

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法(2013年改正)およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:上記第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。ゼネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを清算する法的責任を負っている。

(後略)

<訂正後>

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

(中略)

1.3 2013年12月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は約11,379であった。

(中略)

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

(中略)

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。

- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免税リミテッド・パートナーシップ法である。
- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（個人、法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免税リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

（中略）

- (e) ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法律上の義務（パートナーシップ契約においてこれと異なる規定がある場合はそれに従う）を負っている。また、たとえばコモンローの下での、あるいはパートナーシップ法（2013年改正）の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければならない。

（中略）

- (ii) リミテッド・パートナーの氏名および住所、リミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップに参加する日付ならびにリミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップを終了する日付の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において）維持する。
- (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている住所における登録事務所に、記録を維持する。
- (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所に保管されている場合、税務情報局法（2013年改正）に基づき税務情報局により命令または通知が送達された時点で、当該登録事務所において電子形態またはその他の媒体でリミテッド・パートナーの登録簿を入手することができるようにする。
- (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびにかかる出資金の返金額および返金日を記載した記録を（ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において）維持する。
- (vi) 有効な通知が交付された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所において維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。

（中略）

13. 解散

（中略）

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、2014年免税リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：上記第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。ゼネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に従い清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを清算する責任を負っている。パートナーシップの清算後、ゼネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免税リミテッド・パートナーシップ登記官宛に解散届を提出しなければならない。

（後略）